

令和元年5月に滋賀県大津市において、保育所外の歩道を集団で移動中の園児らが死傷するという事故を受け、保育所等の周辺の道路における安全確保を目的として創設された新しい交通安全対策です。

千葉市では、保育施設から園外活動時に利用する公園までのお散歩ルートや危険箇所の周辺に「キッズ・ゾーン」を設定し、路面標示による交通安全対策を行っております。

なお、「キッズ・ゾーン」自体に交通規制はありません。

「キッズ・ゾーン」の周辺には保育施設があり、多くの園児が園外活動(お散歩)をしております。自動車や自転車で「キッズ・ゾーン」を通行する際は、園児の安心、安全へのご配慮をお願いいたします。



〈お問い合わせ先〉

千葉市役所 幼保運営課
助成2班 担当 豊巻・尾関
TEL 043-245-5735